

衆議院

地方行政委員会議録 第五十一号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長

大矢

肖三君

理事池田

清志君

理事魚山

理事鈴木

直人君

理事前尾繁

三郎君

理事事務官

進君

理事門司

亮君

理事加賀田

唐澤

俊樹君

木崎

茂男君

瀬納

彌三君

渡海元三郎君

徳田與吉郎君

青木

正君

長谷川四郎君

伊瀬幸太郎君

西村

彰一君

出席政府委員

自治政務次官

永田

亮一君

総理府事務官(自)

小林與三郎君

治庁行政部長

川村

義君

総理府事務官(自)

後藤

博君

委員外の出席者

専門員

円地与四松君

七月二十七日

奄美群島復興特別措置法の一部を改

正する法律案(伊東隆治君外二十六

名提出、衆法第七二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員及び小委員長の選任

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二九号)

地方自治法の一部を改正する法律の

施行に伴う関係法律の整理に関する

法律案(内閣提出第二三〇号)

地方公営企業法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一一八号)(参議院

送付)

奄美群島復興特別措置法の一部を改

正する法律案(伊東隆治君外二十六

名提出、衆法第七二号)

○大矢委員長 これより会議を開きま

す。

ていますのは交通事業であります。他の事業のところ連絡切符でありますとか連絡定期を発行いたすような措置をいたしますと、充てたすよりも他の事業、私鉄でありますとか国鉄等に料金の徴収を委託せざるを得ないであります。従つてそういうふうな場合を予想いたしましてこの改正をいたしたいと考えたのであります。同種事業を経営する会社と申しますのは、いわゆる私鉄であります。それからその他政令で定めるものと申しますのは、私どもの考えておりますのは、国鉄でありますとか交通公社を予想いたしておられます。

○加賀田委員 同種の事業を經營する会社とその他の政令でいうことで、もし水道を經營している公共企業が集金等を銀行等に委任することができるか

できないか。これはもし政令で決定されればできるということになりますけれども、法案の趣旨としては、今申し上げたような私鉄等のみに限定すると

いう意図を持つていてるのかどうかといふことをお伺いいたしたいと思いま

う。それであります。この規定からすぐ解説できないんじやないかと思います。

○門司委員 これは自治庁に聞いてもちょっと無理だと思うんだが、自治

でもし答弁ができるのならしておいてもらいたいと思う。全国市長会の要望

がないで、「地方公営企業と同種の事業を經營する会社その他の政令で定める

業者」こういうふうに書いたわけです。その場合には、同種の事業を經營する会社に類したもの、それからそれに近いものというふうに法律的には限定されるわけであります。従つて無制限に料金の徴収をまかせるということはこの法律からすぐ出てこない、こう解釈をいたしましてこういう法律といったしましたので、私どもとしては今のところ交通事業しか考えていない、それも特殊な場合しか考えていない。これまた便宜私どものところいろいろ連絡をいたしております。それで私どもは実情がよくわかりませんので不十分でございますが、最近の動き方といつしましては、公営企業、特に交通が問題ありますので、交通企業をやっておられますので、公営企業をやっておられます都市が寄りまして一つの団体を作つて、もっぱらそういう各都市の交

方公営企業といふものは、やはり住民のサービス機関として相当サービスしなければならないし、集金等におきましてそういう住民のいろいろの希望等をいれて、企業の円滑、あるいは住民のサービス機関としての機能を十分發揮しなければならぬという場合が起るわけですが、そういう公共企業以外の従業員が集金等に参りますと、そういう問題がほとんどなくなるのではないかというおそれがあるのです。政令でいつても、他の事業、たとえば銀行等に集金を頼むことはできないと解釈していいかどうか。

○後藤政府委員 この規定からすぐ解説できません。他の事業のところに集中しておられる方々が、そういう懸念がないようにこの点何とか考慮できないかどうか。

通企業を代表するような機関を作つて、そこを中心に関係官庁に働きかけているこう、同時にわれわれがそれをバックしていくこう、こういうふうな態勢を作ることになりますと、現在そういう会が一つできましたので、それを中心にして考えていただきたい。われわれは、その経営の内容でありますとか、許可、認可の具体的な問題になりますと、実際技術的な能力もございませんので、今のところでは単に取次程度のことしかしておりません。従つてそういう機関でもできますれば、それを中心にしてもっと専門的に援助していく、こういうこともできるんじゃないかと考えております。

交通行政といふものはかなり大きな役目をしておる。従つて単に公営企業というだけでなく、都市行政の形の上から言えば、やはり自治庁としてはこれが重要視して一つの政策として取り上げるべきだと考える。従つて今のようなことではなくて、どうなんです。都市の交通行政としての立場から、自治庁でもう少し深い研究をする必要があるんじゃないいか。私は何も公営企業が成り立つとか成り立たないということではなくして、要は住民の利害であつて、そうして——これは事實を言ふと非常に長くなると思うが、各都市でやつておる実情を見ると、実にこつまし千万だと思われるようなことがこれからきておる。必ずしも住民のためにならないんだが、そういう都市行政の一環としての交通行政に対する自治庁の考え方があるなら——これは大臣が来ておいでなら大臣に聞くのが一番いいんですが、どうなんですか。次官で御答弁できるなら、一つ御答弁願つておきたいと思う。

す。そう多くはないようにも思つておるのでござりますが……。
○門司委員 多くはないと言つても、三十二条には二つついておるし、四十五条にもくつついておる。条文は幾らでもないのにみんなくつついておる。
それからもう一つ聞いておきたいのは、四十条にこういう一項を加えるとどうのだが、これはやはり総理大臣の監督権限をここまで強くしなければ——助言と勧告と書いてあるが、これは事実上監督権限でありますか。もしあるとするなら具体的な事實を一つ示しておいてもらいたい。

われわれはちよとと考えがつかないのです。独立採算制をとつておる業態ではあるが、しかしどうしてもやっていなければいけない一般財源の危機にならなければ、一般財源の危機にならなければなりません。同時に、もともと負担する料金値上げその他で市民により以上の負担がここにかけられて、それがカバーされるということであつて、市民生活に直接かなり大きな影響を及ぼすこととは間違いないと思う。今日の公営企業法と自治法との関係からいへば、議会の公営企業に対する監督の面といふものは非常に少いのであって、そういう点の改正はある程度必要ではないかというふうな考え方もないわけではありませんが、われわれから考へると、中央の官庁が助言し、あるいは勧告して、さらに必要があればこういう書類を提出させる監督権限のようなものを認めなくてもいいのでしょうか。自治府はそのうえでこういう必要があるという何か考え方がありますか。

電交渉をするように指導をいたしておりますが、必ずしもそうはいかない場合があり得る。しかし全体としてみますればやはりコストと売電単価との間に多少開きがありますので、多少ずつは利益が一般会計の方に入ってくるものと考えております。

けは認められるといいますけれども、かりに総合開発という名のもとに県営発電をやっても、その電気を直接使うわけにいかない。直接県が配給するわけにいかない。従つて所在の電力会社に売ってしまう。そうすると、その分だけその県民が安い電気の供給を受けようというならばまだ公営でやる意味もあるけれども、電気料金の方は御承知の通り独占的にきめられるということであり、しかもその電気料金が昨今のようになんどん上つておるというような状態のもとにおいては、かりに県という団体の採算は幾らかつくかもしれないが、しかし公営までやる必要性はそれだけでは乏しいじやないか。各地方でそういう現象が起つておるのはなぜかと思うのです。これは非常に大きな問題ですから、しかも自治府だけの問題でなく、政府全体の電力政策の問題にも因縁することでありましょう、どの部分を電力会社でやり、県で開発をやり、あるいは公営電気でやるといふような、大きな電力政策の問題になりますから、ここで直ちに結論的なことを要求いたしませんが、しかしこの公営起債とか、いわゆる國家資金をいかに有効に使うかという点においては、われわれといえども非常に重大な問題だと考えます。そこで一つ公営電気事業の現況について資料を出してい

ただきたいと思うのです。現在やつておられますのはどういう形になつていいのか、直接配給しているものがあればどういう形、あるいは電力会社にこれを売電しているのはどこどこだ、その値段はどうだ、その利益はどうだ、それらの関係についての資料を当委員会にお出しを願いたいと思うのです。その上で公営事業の起債配分について大きなかた部分を占めているこの公営発電事業について、果してこれは公営でやらすべきものであるか、あるいはその金があれば百億以上というものをもつと別な有効な直接に、もつと早く効果の上のような公営事業の方に回せないかと、いう判断がつくと思いますから、一ついたしますが、今度乗り継ぎ切符の料金徴収について何か政令で定めることになっておりますけれども、現在民間の案内所その他停留所で立ち売りなどをやっておりますものに対し、これは制限を加える御意図があるのかどうか、現状でさしつかえないものかどうか。

○後藤政府委員 いうことはないと思うのであります。が、おそらくそういう場合もやはり徴収事務の委任ではなくして、売つてしまつておるのじやないかと思います。だから、料金はもうすでにそのときに入つてしまつておるのじやないかと思ひます。

○大矢委員長 それでは、他に御質疑はございませんか。——なければ本案に対する質疑はこれをもつて打ち切りたいと存りますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なければ、これをもつて本案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますから、順次これを許します。加賀田進君。

○加賀田委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本案に対する賛成をいたしましたが、今質問の中でも申し述べました点に対し、二、三の希望意見を付しておきたいと思います。

第二十一条の二項の改正につきましても、「同種の事業を経営する会社との他政令で」となっておりますが、これはやはり今政府からの答弁のように同種の事業を行ふ経営ということであり、政令の中にも今後の運営に対しては限定をしていただきたいということと、それから第四十条の二の二項について、これは何としても中央集権のにおいがないとは言い切れないと思うのですが、これを明確にこの中に規定いたしました。從来とも報告あるしは助言、勧告等を行なつてきましたが、これを明確にこの中に規定いたしましたと、從来われわれが絶えずこの法

公営企業に対する支配権が非常に強まるてくる懸念もなしとは言い得ないので、この点についても公営企業の自主性を十分尊重いたしまして、この本条適用に対しても十二分の留意を希望し、本案に對して賛成の意を表する次第であります。

○大矢委員長 次に門司亮君。

○門司委員 この法案については先ほどから御質問いたしました諸点が私どもにはまだ十分納得がいかないのであります、しかし法案の全部に反対すべき筋合いもないかと思ひますので、われわれも賛成の意を表するのでござりますが、ただこの問題については、やはりできるだけ地方住民の利害を十分考慮されて公営企業の取扱いをしていただきたいということでありました。

それから政策的にはやはり先ほど申し上げましたように、公営企業に対しても政府が権限だけを付与するということではなくして、やはり地方自治体の要求する公営企業については、できるだけ政府は親切な態度を持つてもらいたい。起債のワクがないからといって、これを一般財源に多く求めておること、これが地方の赤字財政の上に非常に大きな問題を投げかけておるということはしばしば申し上げた通りであります、起債で処理すべからざるものについて、政府がこれに起債を認可しておる、従つて当然起債で行われるべき方面が圧縮されておるという今日の実情については、政府は十分注意をしていただきたい。そうして四十一条の二にこういう事項を入れるといふならば、やはりそれに見合う政府の態

度というものが望ましいのであります。一応こういうことを申し上げまして、私は本案に賛成の意を表する次第でございます。

○大矢委員長 これに討論は終局いたしました。

これより地方公営企業法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○大矢委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおこの際お諮りいたします。本審に対する委員会報告書等の作成につきましては委員長に御一任願いたいとの旨ですが、御異議ございませんか。

〔御異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なしと認め、さう取り計らいます。

それでは午前中の会議はこの程度にして休憩し、午後一時半から再開いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後二時三十二分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

昨二十七日付託せられました伊東監治君外二十六名提出にかかる奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題として、提案者より提案理由の説明を聴取いたします。池田清吉君。

十九年法律第百八十九号)の一部を
次のように改正する。

第十条の次に次の五条を加える。

(奄美群島復興信用保証協会の設
置)

第十条の二 第二条第一項に掲げる
事業に伴い必要な金融の円滑化を
図るため、奄美群島復興信用保証
協会(以下「協会」という。)を設立
する。

3 2 協会は、法人とする。
協会は、主たる事務所を奄美群
島に置く。

4 協会は、内閣総理大臣及び大蔵
大臣の認可を受けて、必要な地に
從たる事務所を置くことができる。

5 協会の資本金は、次条第一項の
規定により國から出資された債権
の額に相当する額とする。

6 協会は、必要があるときは、内
閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を
受け、又はその資本金を増加し、又
は減少することができる。

7 協会は、次条第三項の規定によ
り債務の全部又は一部を免除した
ことによる損失が第十条の四第四
項の規定による積立金を取りきず
してもなお補てんできないときは、
前項の規定にかかわらず、そ
の補てんできなかつた損失に相当
する金額の資本金を減少するもの
とする。

8 協会でない者は、奄美群島復興
信用保証協会という名称を用いて
はならない。

9 信用保証協会法(昭和二十八年

法律第百九十六号)第三条第二項
の規定は、協会に適用しない。

協会は、左に掲げる業務及びこ
れに附隨する業務を行う。

一 奄美群島において第二条第一
項に掲げる事業を行う中小規模
の事業者その他の者又は奄美群
島に住所若しくは居所を有する
者(以下「事業者等」という。)が、
銀行その他の金融機関から資金
の貸付、手形の割引又は給付を
受けること等により金融機関に
対して負担する債務の保証

二 事業者等の債務を銀行その他
の金融機関が保証する場合にお
ける当該保証債務の保証

三 銀行その他の金融機関が農林
漁業金融公庫、中小企業金融公
庫若しくは日本開発銀行の委託
を受け、又は国民金融公庫を代
理して事業者等に対する貸付を
行つた場合、当該金融機関が事
業者等の当該借入による債務を
保証することとなる場合における
その保証をしたこととなる債務
の保証

四 心身の故障により職務をとる
ことができないとき。

五 破産の宣告を受けたとき。

六 刑事事件により有罪の宣告を
受けたとき。

七 職務上の義務に違反したとき。
内閣総理大臣若しくは大蔵大臣
の命令に違反したときその他
の命令に違反したとき。

八 獣の命に違反したとき。

九 犯罪の実行に該当するとき。

十 犯罪の実行に該当するとき。

十一 犯罪の実行に該当するとき。

十二 犯罪の実行に該当するとき。

十三 犯罪の実行に該当するとき。

十四 犯罪の実行に該当するとき。

十五 犯罪の実行に該当するとき。

十六 犯罪の実行に該当するとき。

十七 犯罪の実行に該当するとき。

十八 犯罪の実行に該当するとき。

14 監事は、協会の業務を監査す
る。

15 役員の任期は、三年とする。た
だし、補欠の役員の任期は、前任
者の残任期間とする。

16 役員は、再任されることが可
能。

17 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、
協会の役員が左の各号の一に該當
するに至つたときは、解任するこ
とができる。

一 この法律、この法律に基く命
令又はこれらの法令に基いてす
る内閣総理大臣若しくは大蔵大
臣の命令に違反したときその他
の命令に違反したとき。

二 この法律、この法律に基く命
令又はこれらの法令に基いてす
る内閣総理大臣若しくは大蔵大
臣の命令に違反したとき。

三 この法律、この法律に基く命
令又はこれらの法令に基いてす
る内閣総理大臣又は大蔵大臣は、
協会を監督し、この法律を施行す
ため必要があると認めるときは、
内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受
けなければならぬ。

四 協会は、政令の定めるところに
より、第一項の規定により承継し
た債権の回収に関する事務を鹿児
島県知事又は政令で定める金融機
関に委託することができる。

五 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、
必要があると認めるときは、前項
の規定による受託者に対し、当該
委託を受けた事務に因り、報告を
させ、又はその職員をして受託者
の事務所に立ち入り、業務の状況
若しくは帳簿、書類その他必要な
物件を検査せることができる。

六 前項の規定により職員が立入檢
査をする場合においては、その身
分を示す証票を携帯し、關係人に
これを呈示しなければならない。

七 第五項の規定による立入檢査の
権限は、犯罪搜査のために認めら
れたものと解してはならない。

(協会の監督等)

第十条の三 奄美群島に関する日本
國とアメリカ合衆国との間の協定
第三条6の規定に基き、アメリカ
合衆国政府から移転を受けた債権

で協会成立の際現に存するもの
は、協会成立の日において、國か
ら協会が承継するものとし、その
債権の額に相当する額は、同から

協会に対して出資されたものとす
る。

八 協会は、前項の規定により承継
した債権につき、その償還期限、
利率その他の条件が定まつていな
いものがあるときは、すみやかに
内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可
を受けて、これを定めなければな
らない。

九 理事は、理事長の定めるところ
により、理事長を補佐して協会の
業務を掌理し、理事長に事故があ
るときはその職務を代理し、理事
長が欠員のときはその職務を行
う。

3 協会は、第一項の規定により承
継した債権に係る債務者の債務の
変更をしようとするとき、又は

4 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の事業計画を作
成し、内閣総理大臣及び大蔵大臣
の認可を受けなければならない。

5 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の損益計算書を
提出しなければならない。

6 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

7 協会は、借入金をしようとする
場合には、政令で定める場合を除
く外、内閣総理大臣及び大蔵大臣
の認可を受けなければならない。

8 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

9 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

10 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

11 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

12 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

13 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

14 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

15 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

16 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

17 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

18 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

19 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

20 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

21 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

22 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

23 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

24 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

25 協会は、政令の定めるところに
より、毎事業年度の五月三十日までに國
庫に納付しなければならない。

ばならない。これを変更しようと
するときも、また同様とする。

2 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

3 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

4 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

5 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

6 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

7 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

8 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

9 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

10 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

11 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

12 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

13 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

14 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

15 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

16 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

17 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

18 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

19 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

20 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

21 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

22 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

23 協会は、政令の定めるところに
の認可を受けなければならない。

関してお詣りいたしました。本委員会に付託されました請願書審査のため、請願審査小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なければ、請願審査小委員会を設置することに決しました。なお小委員会の人数、小委員及び小委員長の人選につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 異議なれば、さよう取り計らいます。それではその数は十一名とし、小委員長には川崎末五郎君、小委員には

徳田與吉郎君

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

以上十一名を指名いたします。

○大矢委員長 加賀田進君。

○加賀田委員

ちょっとと自治庁に御質問いたしたい点がある。これは先般委員会を通じたまし再建に關する特別措置法案との関連性がございますが、同法案の審議の過程には、われわれは最初の問題で、この法案は最初に促進法案となるのではないかということで、いろいろ懸念をして質問いたしましたが、その法案と関係して、すでに富山県下にこういう問題が具体的に起つておりますので、自治庁から私に答弁を願いたいと思うのですが、実は二十日に富山の県知事が新聞記者会談を行いました、そこ

○大矢委員長 御異議なれば、さよう取り計らいます。それではその数は十一名とし、小委員長には川崎末五郎君、小委員には

徳田與吉郎君

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

以上十一名を指名いたします。

○大矢委員長 加賀田進君。

○加賀田委員

ちょっとと自治庁に御質問いたしたい点がある。これは先般委員会を通じたまし再建に關する特別措置法案との関連性がございますが、同法案の審議の過程には、われわれは最初の問題で、この法案は最初に促進法案となるのではないかということで、いろいろ懸念をして質問いたしましたが、その法案と関係して、すでに富山県下にこういう問題が具体的に起つておりますので、自治庁から私に答弁を願いたいと思うのですが、実は二十日に富山の県知事が新聞記者会談を行いました、そこ

○大矢委員長 御異議なれば、さよう取り計らいます。それではその数は十一名とし、小委員長には川崎末五郎君、小委員には

徳田與吉郎君

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

以上十一名を指名いたします。

○大矢委員長 加賀田進君。

○加賀田委員

ちょっとと自治庁に御質

問

いた

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

以上十一名を指名いたします。

○大矢委員長 加賀田進君。

○加賀田委員

ちょっとと自治庁に御質

問

いた

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

以上十一名を指名いたします。

○大矢委員長 加賀田進君。

○加賀田委員

ちょっとと自治庁に御質

問

いた

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

以上十一名を指名いたします。

○大矢委員長 加賀田進君。

○加賀田委員

ちょっとと自治庁に御質

問

いた

い

い

い

い

い

い

行います。質疑の通告がありますから許します。北山君。

○北山委員 もちろん地方自治には関係がある問題でございます。第一点の住民投票が必要だということは、法律上の解釈としては、必ずそならなければならぬという解釈に決定してあるのかどうか。これはその当時おそらく法律的な論争はしたと思うのですが、果して憲法第九十五条ですか、そういう場合に当てはまるかどうか、やはり法律解釈の上からも、果して特別市制の法律でやるという場合には、それは必ず住民投票が必要であるという解釈がなっておりますか、その点を説明していただけますか。

○小林(與)政府委員 われわれといたしましては法律上当然にそうなると思うのであります。それで、二百五十五条に「特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。」こういう規定がござります。それでございましてから、特別市の指定は、個々の市について、何々市を特別市に指定する、こういう法律が必要であります。それでは、どういうのであります。そういう意味で憲法上、住民投票が当然に必要である。こういふ解釈にならざるを得ないと考えております。

○渡海委員 関連して。この問題につきましては一昨日危山委員、昨日五島委員、ただいま北山委員から質問があ

りました。ただいま小林行政部長からも言われましたように、この問題は法律は作られても実際適用されたこと

がない、府県の現在の情勢においてこれを実施することが制度上いかがなものであるかということにも問題があることはその通りであります。現段階においては、結局提案されました地方自治法の一部改正法案にありますよう

に、一部の事務を移譲することによつて解釈することが最も大切なものだとして出されたものである。亀山委員に對しての答は一応これで終止符を打つというようなことを言われたよう

なりますので、地方自治法の第三編第一章の特別市とくものを一応消してござります。なおこの問題は現在地

方制度調査公におきましていろいろ論議されておる問題でありますから、その解釈を待つてこれを消すかどうかと

一般的な改正とあわせて考えるという調査会の趣旨もございますので、これを

ないということがありまして、法律的にも住民投票が要り、しかも全県下だ

ります。たゞいためにいたしましても、ま

たその問題に触れるを得ないので、これはそのまま据え置きいたしまして、さしあたり事務配分によつて解決

をする、こういう態度をとることにいたしましたのでございます。

○渡海委員 たゞいま地方制度調査会の答申にも待つて根本的な改革は将来に譲るのであるが、答申にある通りに一部事務を移譲することによつてこの

大問題となつていつも紛争の種になります。しかしながら現在の情勢のもとに

おいても、大都市につきましては、それぞれ大都市の実力と規模に応ずるよ

うに、できるだけ大都市において処理する事務は大都市をして処理させるこ

とが、大都市行政の運営のために適切に考へられるのであります。それで、この

点は地方制度調査公の答申におきましても、さしあたり大都市問題につきま

す事務とみなされるものは、大都市の事務とするものとする」こういう答申と

いう趣旨のことを書いてありますか

が、これはわれわれも現在の府県制度ともににおいては、特別市を直ちに実

施することに根本的な問題があろう、

それから今の御質問でございま

すが、これはわれわれも現在の府県制度のもとににおいては、特別市を直ちに実

施することに根本的な問題があろう、

それが今おいては、特別市を直ちに実

施

いう都市計画の実施、道路の築造等はみな市が現に市の権限としてやつておられるわけであります。それに関連するいろいろな建物の制限の許可とかあるいは建物の認可、一般的な住宅の認可といふようなものは、むしろ市が現にやつておる行政の一環として現場で処理した方が市民のためにもなれば行政の効率的な処理にも相なるわけでありまして、そういう意味のいわば現場で処理して差しつかえないものはむしろ全部市におろす、そうでなしに全県下にわたって統一的にやらなくちゃならぬようなものは、今の府県制度のもとにおいては府県に保留しておく方が適当じゃないか、こういうふうな考え方で、それぞれの法令につきまして具体的に事務のふるい分けをいたしたいというふうに存じておりますし、各省ともそいう趣旨で話し合いを進めておるわけでございます。

○北山委員 特別市制の問題は、現行法のもとでは住民投票によらなければならぬという意見は、ただいまお示しの二百六十五条の九項によつてはつきりしておると思う。ただ私憂だと思うのは、これは憲法九十五条の趣旨を法律的に表わしたと思うのですが、もしも特別市制というものを一般的に規定をして、そうしてその市の指定については政令によるというような規定をすれば、住民投票は要らないというような結果になりはしませんか。それでもけつこうじやないか、こういうふうに思つたのですが、どうですか。

○小林(興)政府委員 法律的にはそういふことになると思います。從来政府もそういうふうに解釈しておるようでございます。

いうようなものは、むしろ市が現にやつておる行政の一環として現場で処理した方が市民のためにもなれば行政の効率的な処理にも相なるわけでありまして、そういう意味のいわば現場で処理して差しつかえないものはむしろ全部市におろす、そうでなしに全県下にわたって統一的にやらなくちゃならぬようなものは、今の府県制度のもとにおいては府県に保留しておく方が適当じゃないか、こういうふうな考え方で、それでもいいのじやないか、そ

れでも憲法上は差しつかえないのではないかという感じもしたのでお聞きしました。ことにこの住民投票の場合、廃置分合とか、そういう点につい

て考えてみると、現在行われておる町村合併等においても、団体は小さくてもその団体が長年続いておる団体をやめて合併してしまうというときですらも、住民投票をやらないで、單なる議会の過半数の議決でやるという

ようなまことに簡単なやり方をとつておる。ところが特別市をやるという場合には、住民投票をやらなければならぬというのは、いささかつり合いがとれないような感じがするのでお伺いす

るのですが、その点については行政部長はどのようにお考えですか。

○小林(興)政府委員 これはそういう御議論もあり得ると思いますが、特別市の制度は、現行の建前によりますと、いわば府県と市との性格と事務をあわせ持つ全く特殊の自治団体なのであります。それありますから、そ

うなまことに簡単なやり方をとつておる。ところが特別市をやるという場合には、住民投票をやらなければならぬというのは、いささかつり合いがとれないような感じがするのでお伺いす

るのですが、その点については行政部長はどのようにお考えですか。

○北山委員 そうしますと、少くとも御議論もあり得ると思いますが、特別市の制度は、現行の建前によりますと、いわば府県と市との性格と事務をあわせ持つ全く特殊の自治団体なのであります。それありますから、そ

うなまことに簡単なやり方をとつておる。ところが特別市をやるという場合には、住民投票をやらなければならぬというのは、いささかつり合いがとれないような感じがするのでお伺いす

るのですが、その点については行政部長はどのようにお考えですか。

○北山委員 先ほどの行政部長のお言葉の中にも、特別市の問題は府県の区域等の問題と関連して、地方制度調査会等において検討すべき問題である、

これが改善していくと、そういう方式でいくと私は思うのです。それは御承認の通りに、一般の町村につきましては、この特別市、大都市の問題を将来維持をして事務配分をして、幾らかこができるようになつておりますが、都道府県になりますと、都道府県の廢置分合または境界変更はやはり法律で定めることになつております。これはそれで、もとより行政部長は、その点をお伺いしたい。

○北山委員 そうすると結局住民投票を避けて、そもそも政府がやろうとする御趣旨であるならば、これがじやまなればそれでもいいのじやないか、そ

れでも憲法上は差しつかえないのではないかという感じもしたのでお聞きしました。ことにこの住民投票の場合、廃置分合とか、そういう点について考えてみると、現在行われておる町村合併等においても、団体は小さくてもその団体が長年続いておる団体をやめて合併してしまうというときですらも、住民投票をやらないで、單なる議会の過半数の議決でやるという

ようなまことに簡単なやり方をとつておる。ところが特別市をやるという場合には、住民投票をやらなければならぬというのは、いささかつり合いがとれないような感じがするのでお伺いす

るのですが、その点については行政部長はどのようにお考えですか。

○小林(興)政府委員 これはそういう御議論もあり得ると思いますが、特別市の制度は、現行の建前によりますと、いわば府県と市との性格と事務をあわせ持つ全く特殊の自治団体なのであります。それありますから、そ

うなまことに簡単なやり方をとつておる。ところが特別市をやるという場合には、住民投票をやらなければならぬというのは、いささかつり合いがとれないような感じがするのでお伺いす

るのですが、その点については行政部長はどのようにお考えですか。

○北山委員 先ほどの行政部長のお言葉の中にも、特別市の問題は府県の区域等の問題と関連して、地方制度調査会等において検討すべき問題である、

これが改善していくと、そういう方式でいくと私は思うのです。それは御承認の通りに、一般の町村につきましては、この特別市、大都市の問題を将来維持をして事務配分をして、幾らかこができるようになつておりますが、都道府県になりますと、都道府県の廢置分合または境界変更はやはり法律で定めることになつております。これはそれで、もとより行政部長は、その点をお伺いしたい。

が持つておつて、それを前提にしての事務分配ではなかろうか、そのように考へる。これは邪推ではないと思うのですが、ただいまの小林さんのお話からみても、将来別に府県の区域の問題とか特別市との関連で、これは考へるべき問題だというようなお話をあって、いよいよその感を深くするわけであります。従つて一部の事務を特別市といいますか、大都市に与えるということは、将来の大都市と府県のあり方、その関係をもうすでに想定してかかつておるのじやないか、こういうふうに考へるのは当然じやないかと思うのですが、いかがでしようか。

○小林（興）政府委員 将来の府県のあり方とか特別市のあり方というものにつきましては、そういう予定と申しますか、前提というものは全然ないのであります。そこでそういうものにつきましては、根本的な検討を願わなくちやならないという考え方でございます。しかしながら現在の府県制度と現在の大都市の現状を基礎にして考へれば、大都市問題はこういう形で、大都市行政を能率的にやるために、その規模、能力にふさわしい行政事務はおろしてやらした方がより合理的であり、効果的ではないか、こういうふうに考へるわけでござります。将来どういう形になるかは、府県制度そのものをどうするかという根本的な問題として考へるべきでありますし、それにつきましては考へ方というものは、全然特定いたしておるわけではございません。

○北山委員 しかし大ざっぱに言つて、この法案にある特別市の制度というの、これは府県から独立的のそういう地域を作らうという考へであ

して、大都市を府県から独立した地域に方なんです。ところが現状は府県と都市、大都市といえども、府県のもとに置いて、ほかの市町村とはちょっと違った立場ではあるが、その二段階で置こうという考え方、それをどちらでいくかということを、いわば地方制度調査会というようないますか、二段階で置こうという考え方、改革を前にして、この事務配分だけをここでやるということは、むしろ独立させないという建前に立っている、こういわざるを得ないのでですが、どうですか。あるいは地方制度調査会の結論は特別市制をやるべしという結論になるかもしれない。だけれども、こうしてしまえば、こういう考え方方は今までの行きがかりだかもしれないけれども、府県と大都市との関係をもうすでに既定のものとして、将来性質上は変更しないものとしても、頭の中に画いた今度の改正ではなからうか、こういう点で、私は非常に疑問を持って いるのですが、重ねてお伺いしたい。

るに違いないと考えられるわけでござります。いずれにいたしましても、そなへました府県制度の全般的改正ということとは、きわめて重大で根本的な問題でございまして、慎重な討議を要する問題なのであります。しかしそれにいたしましても、大都市の実態というものは、現在直ちにこの現状に即して一日も早くこの大都市行政の問題を何らかの形で是正改善するという必要はあるのでございまして、そういう必要な基礎にいたしまして、現在の府県制度のもとで問題を考えれば、この方式によつて問題を解決する以外にはむしろ道がない、道がない、というよりも、その方が一番適切であるという結論に達しました。こういうふうに考えたのであります。それで地方制度調査会におかれてもいろいろ考究の結果、さしあたりの措置というものと、それから将来的の根本的措置というものをお分けになつて、さしあたりの措置としてこの問題をこういうふうに解決する、あとで問題は根本的な調査研究とあわせ考究えて問題を決定しよう、こういう態度をとられたものと思うのであります。それで、その御趣旨に従うことが、われわれがいたしましても問題の具体的な整理としては最も妥当な方策であろう、こういうふうに考えて立案いたした次第でござります。

いじやないか。従つてこの法律にあらはす特別市の方法で行くか、あるいはそぞろにやつていくのであるかなどと筆は、現行の法律にそういう制度がある限りは、これがたとえば地方制度調査会の答申によつてどうするかといふこと等、いつまでも現行地方自治法は認めておるという形を現行地方自治法は認めておるのです。ただ実行はむずかしいといふだけです。しかしながらためてお聞きしたいのは、自治庁が現行の特別市制を実行に移すことがやはりきまらない、きまらない原因は、今どきの住民投票とかそういうことだけのこととでありますか、それともほかに理由がありますか。

られない。そういう意味で、この前提のもとににおいては特別市を実施することは得たものとは考えておらぬのとおりであります。それならばほつといてしまふが、いかといえども、それは大都市には大抵市特有の力、規模、能力がありまして、その現実にある問題を最も適切な方法で解決していくことを待つ必要はあるが、将来に遂行していくことの必要な根本的な解決まで放置していくことは、いそゞ、それは放置する必要はないのです。その解決だけは急がなくていいわけがない、こういう考え方方に立てるわけでござります。

うわれわれの考え方です。そういう意味で、地方制度調査会においても、この大都市問題を含めた府県制度あるいは首都制度というものを総合的に検討を願つて、その結果によつて問題を處理しよう、こういうように事柄が進んでおりますので、その結論が出るまで規定はそのままにしておいた方がより適当じゃないかという考え方をしておるのであります。しかしながらそれをならその規定はそのままにして、実施する別の法律を作るかという問題になれば、われわれは今そのまま直ちにそうすることが適當とは認めない。そこで事務配分によって問題を具体的に処理しようと、こういうわけでございます。

○北山委員 しかし政府はこの特別市の制度が現行法律にあるのだが、これ

はどうも尊重なさらない。過去の政府

がこの規定を尊重したかどうか私は知

りませんが、こういことはめったに

ないと思う。現在の法律にあっても、そ

してそれが初めからわかつておる事情

によつて反対する。立法当时とは事態

が変つて別な事情が発生してきたとい

うなら別だが、初めから府県から独立

するということはもうわかり切つた話

なんです。特別市というのはそうなん

です。そうしてわかり切つて立法され

たものについて、その点を理由にして

反対されるということはまことにおか

しいとは思いますが、それは別として

あなたはおかしいと思われぬか。し

かし今後この問題をどのようにやつて

いくか。從来の特別市の制度を生かし

て、これが実行できるもののようにし

ていこうという結論になるかならない

かということは、いわば地方制度調査

会等の意見を聞いた上で決定される。

その意見を聞こうと政府が言っておられるんでしょう。そういうふうに考へますので、そのとき初めてこの制度が定はそのままにしておいた方がより適当じゃないかという考え方をしておるのであります。しかしながらそれをならその規定はそのままにして、実施する別の法律を作るかという問題になれば、われわれは今そのまま直ちにそうすることが適當とは認めない。そこで事務配分によって問題を具体的に処理しようと、こういうわけでございます。

○小林(與)政府委員 私はちつともお

かしくないとと思うのでありますて、特

別市の制度のものを根本的にやるか

やらないかという問題は今の調査会の

研究にまつてやろう。しかしそれまで

今までほうつておくのがいいか、おかしく

かしないかと思うんです、が、おかしく

はないですか。

○小林(與)政府委員 私はちつともお

かしくないとと思うのでありますて、特

別市の制度のものを根本的にやるか

やらないかという問題は今の調査会の

研究にまつてやろう。しかしそれまで

今までほうつておくのがいいか、おかしく

かしないかと思うんです、が、おかしく

はないですか。

○北山委員 特別市の制度に対する今

回の事務配分についてだけのお話しで

あれば、まだ私は納得ができると思いま

すが、やはり特別市と府県の関係あ

るいは府県と他の市町村の関係、そ

うことにも今回の改正案というもの

は、やはり何かお考えになつてあるよ

うに思うんですが、大体において現在

の状態をただ現わしただけだ、やはり

今度の改正案というものは大体現状を

認めておるのだ、そういうふうに了解

してもらいたいんですか。

○小林(與)政府委員 おそらく今の問

題は府県と市町村の二条の事務配分の

規定にお触れになつておるのだろうと

思いますが、それは私は現状を基礎に

して適切な方法があるんだが、さあ

たりの措置としてその方策を実現する

ところが将来特別問題を扱ふ場合に、妨

害になるとか逆行するとかいうことに

なつてはもちろんいかぬわけでありま

すが、そういう心配は一つもないのです

ございまして、かりに事務配分をおろ

すものはおろして、そしてやらした上

でさらに特別市という現行制度と同じ

ようなのを適用しても一向おかしく

ないし、あるいは事務配分をさらに強

行する制度をとっても一向おかしく

ない。この姿は逆に戻るということはあ

り得ない問題なのでありますから、そ

の点は御配慮になるようなことはちつ

ともない。今日の問題としてなすべき

是正改善の方法はできるだけ早くやつ

てお

ります。それだからこそ地方制度

調査会も、そういう趣旨の御答申をな

さつたに違ひないと思うのであります。

す。

○北山委員 特別市の制度に対する今

回の事務配分についてだけのお話しで

あれば、まだ私は納得ができると思いま

すが、やはり特別市と府県の関係あ

るいは府県と他の市町村の関係、そ

うことにも今回の改正案といふもの

は、やはり何かお考えになつてあるよ

うに思うんですが、大体において現在

の状態をただ現わしただけだ、やはり

今度の改正案といふものは大体現状を

認めておるのだ、そういうふうに了解

してもらいたいんですか。

○小林(與)政府委員 包括するといふ

意味は別に違つておりません。

○北山委員 第五条でしたか、要はそ

の意味と同じことなんですね、地理的

意味と同じことなんですね、地理的

○小林(與)政府委員 今の府県のことと書いておるわけでございまして、それがその絶対的な面積を何平方メートル以上が広域だとか狭域だとかという趣旨ではないのでございまして、つまり府県というものはいわば二重構造になつてゐるわけであります。それでその土台になつてゐる市町村は、数十とか数百かをこえる市町村を包括した区域を前提にする地方公共団体、これが府県だと思ふのであります。そういう意味の広域という意味でございます。それでありますから、たとえば現在町村だつて香川県よりも大きい町村があるではないか、そういう面積のことを言つておるわけではないのであります。その数あるいは数多くの市町村をひつくるめたその区域の行政を全体的にやうとう公共団体である、そういう意味で広域という趣旨を持つておられたわけであります。

○加賀田委員長代理 北山委員に申し上げますけれども、実は三時三十分から本会議を開会することになつておる

ようですが、質問はまだあるとは思いますが、できるだけ簡略にお願いいたします。

○門司委員 時間がないですか

ら……今までの討論を聞いておりまし、行政部長の方で広域行政の解釈について違うところがあるんじゃないですか。ここでいう広域行政というのは、いわゆる個々の市町村の区域にまたがる一つの行政の問題をさしておるのであって、いわゆる自治行政の本体といふものがもし市町村にあるとするなら——そういうことを定義いたしておりますが、そなだとすれば、同じ区域の中で行政が二重になるということにな

ると私は思う。いわゆる住民参加の自治行政というものが市町村と府県と二つに分れておるということは、これは純理論からいへば多少の矛盾があると思う。しかし今の日本の行政区画はそういうことになつておる。またそ

ういう運営をしてきておる。またそういう運営でなければできない、ということになつておる。結局住民参加の行政の中に広域行政があるということになる。あるいは広域行政の中に住民参加の行政が含まれておる。従つて府県が自治体であるという定義がここにされていると思う。今日の府県が自治体であるという定義は私はそこにあると思ふ。住民が参加しない行政ならそれは

おっしゃつた通りでございます。そういう意味の行政を処理するものとして府県を考えておるわけでございます。○加賀田委員長代理 それでは次会は公報をもつてお知らせすることにし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

[参考]

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)(參議院送付)に関する報告書

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東隆治君外二十六名提出)に関する報告書

[都合により別冊附録に掲載]